

令和5年度えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

本県では、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）に基づき、令和3年3月に愛媛県食品ロス削減推進計画を策定し、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で本県の食品ロス量の10%削減を目指すことを推進目標としている。

本目標の達成のため、県民に「えひめの食べきり推進店（食品ロス削減の取組みを実践する食品小売店舗を募集・登録する制度）」を幅広く周知し、食品ロス削減の意識啓発を図るとともに、同推進店の取組みを活性化するため、えひめの食べきり推進店応援企画事業を実施する。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により業務を委託する。なお、委託先の選定にあたっては、経費面だけでなく、人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和5年度えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務 |
| (2) 委託業務の内容 | 別添「委託業務仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 795,905円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 プロポーザルの参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員企業の企業・団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(7) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

4 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和5年9月14日（木）から令和5年9月21日（木）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「問合せ先・提出先」で配布する。

5 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年9月14日（木）から令和5年9月21日（木）

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「12 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式5）を提出。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 参加希望者等の確認

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加希望書（様式1）・・・・・・・・1部

イ 業務実績書（様式2）・・・・・・・・1部

(2) 提出期間

令和5年9月14日(木)から令和5年9月21日(木)までの執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

持参、郵送、メールのいずれかにより、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

また、メールで提出する場合、送付後に受信確認の電話を必ず行うこと。

(4) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出すること。

7 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文(様式4)・・・・・・・・・・1部

イ 企画提案書・・・・・・・・・・6部

・A4判、横書き、長辺とじとする(着色可)

ウ 見積書(様式任意)・・・・・・・・・・1部

・提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和5年9月14日(木)から令和5年9月29日(金)までの執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 選定方法

(1) 審査

ア 企画提案は審査会を設置して、書類により選考し、受託者として最適と考えられる事業者(最優秀提案者)を選定する。

イ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に最優秀提案者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 本要項「2 委託業務の内容(4) 委託料上限金額」を超える見積書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

9 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、愛媛県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、愛媛県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。

(4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

(3) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)に基づく情報公開の対象となる。

12 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課 計画推進グループ

TEL : 089-912-2356 FAX : 089-912-2354

Eメール : junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp

※持参の場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、メールで提出する場合も、送付後に受信確認の電話を必ず行っていただきますようお願いいたします。